

益子町高齢者総合福祉計画

第9期



令和6年3月

益子町

計画策定の趣旨

日本のこれからの高齢化問題には、大きく2つあります。一つ目の問題は、戦後に人口が急増した"団塊の世代"が令和7年(2025年)には75歳以上の後期高齢者となることから、さらに介護を必要とする高齢者の割合が増えるという「2025年問題」です。国では高齢者を地域で支える「地域包括ケアシステム」の構築を各市町村で進めるよう平成24年(2012年)に介護保険法を改正し、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組みを整備してきました。第9期介護保険事業計画の計画期間中には、「2025年問題」にあたる令和7年(2025年)が到来することとなり、この問題に対しては「地域包括ケアシステム」の仕組みを活用することで、医療機関や介護施設への負荷の軽減を図っていきます。

二つ目の問題は、その先の令和22年(2040年)には、団塊の世代の子どもたち(団塊の世代ジュニア)が65歳以上となり、高齢人口がピークを迎える「2040年問題」があります。「2040年問題」においては、核家族世帯の増加に伴うひとり暮らし高齢者世帯と高齢夫婦のみの世帯の増加が社会問題としてあげられます。この社会問題は、地域住民同士の絆の希薄化が高齢者の孤立を生み、地域で支え合うという身近な支援も失われていくことになります。そのため、個別に対応する介護サービスの提供量はますます増加が見込まれ、ひいては介護人材不足にもつながることとなります。

このような全国的な高齢社会の中、本町における高齢者を取り巻く状況も、全国の傾向と同様、少子化・高齢化、核家族化が進み、ひとり暮らし高齢世帯と高齢夫婦のみの世帯が増加傾向で推移しており、医療と福祉の連携体制の強化や介護人材確保の重要性は高まっています。

本町においては、様々な体制構築や制度整備を進める一方で、高齢福祉施策として高齢者の方々の健康と活力を高める健康づくりと、地域でいきいきと暮らし続けていける地域づくりを着実に推進するにあたり、これらの取り組みをまとめた「益子町高齢者総合福祉計画(第9期)」を策定するものです。

計画の期間

本計画は、令和6年度(2024年度)を初年度とし、令和8年度(2026年度)を目標年度とする3か年の計画です。

第8期

第9期

(第10期)

(第11期)

令和3~5年度 (2021~2023年度) 令和6~8年度 (2024~2026年度) 令和9~11年度 (2027~2029年度) 令和12~14年度 (2030~2032年度)

人口の傾向

町の総人口は、減少傾向で推移しており、令和5年(2023年)時点では21,875人で、「2025年問題」の年にあたる令和7年(2025年)では21,263人、「2040年問題」の年にあたる令和22年(2040年)では16,174人となる予測です。

また、割合で見ると、年少人口(0~14歳)と生産年齢人口(15~64歳)は減少傾向で推移していくのに対して、前期高齢者(65~74歳)と後期高齢者(75歳以上)は増加し続ける傾向にあり、特に令和12年(2030年)以降は後期高齢者(75歳以上)が急増する予測です。

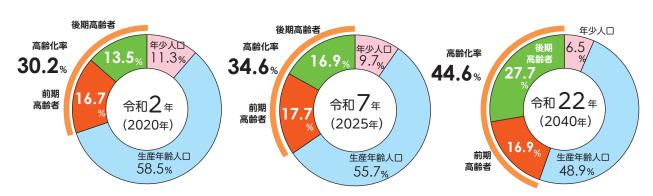
高齢化率で見ると、令和2年(2020年)の30.2%から、令和7年(2025年)には34.6%になり、令和22年(2040年)には44.6%まで増加する見込みです。

▼益子町の人口推移・推計(年齢4区分別)



資料: 令和5年(2023年)までは住民基本台帳に基づく実績値(各年1月1日時点) 令和6年(2024年)以降は住民基本台帳の実績値を基に推計

▼益子町の高齢化率の推移(年齢4区分別)



資料: 令和5年(2023年)までは住民基本台帳に基づく実績値(各年1月1日時点)令和6年(2024年)以降は住民基本台帳の実績値を基に推計

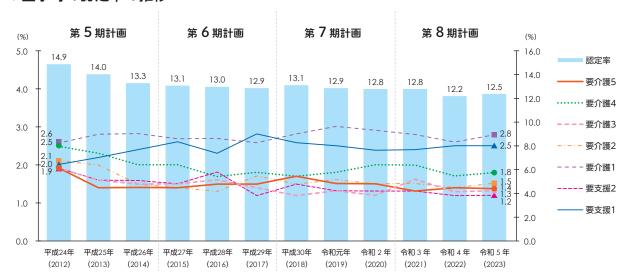
認定率の傾向

益子町の認定率は、平成24年(2012年)からおおむね減少傾向で推移しており、令和5年(2023年)時点では12.5%となっています。この割合は、栃木県内で最も低く、全国1,571市町村(「見える化」システムで把握できている市町村数)から見ても17番目に低い割合です。

要介護・要支援認定の審査は、全国で統一された基準で執り行われるため、市町村によって審査結果に差が出ることはありません。このことから、本町は、介護を必要としない元気で健康な高齢者が全国的にみても特に多いため、認定者の割合が低いと考えられます。

一方で、令和6年(2024年)以降の認定者数の推計を見ると、微増傾向で推移する予測となっており、令和22年(2040年)では、1,452人となる見込みです。

▼益子町の認定率の推移



資料: 「見える化」システム「介護保険事業状況報告」年報(令和3年(2021年)~5年(2023年)のみ月報) 令和4年(2022年)まで各年3月末時点、令和5年(2023年)のみ7月末時点

益子町の認定者数の推移



資料: 「見える化」システム「介護保険事業状況報告」年報(令和3年(2021年)~5年(2023年)のみ月報) 令和4年(2022年)まで各年3月末時点、令和5年(2023年)のみ7月末時点 令和6年(2024年)以降は「見える化」システムによる推計

基本理念

第8期計画で掲げていた基本理念「幸せな協働体(共同体)・ましこ 一町民が主役、地域が主体のまちづくり一 自助・互助・共助・公助」の考えを尊重しながら、町の上位計画や社会情勢、国の動向、町の現状や傾向、課題などを踏まえ、「第9期計画」の基本理念として「いつまでもいくつになっても元気なましこ 一みんなが幸せを感じる地域の暮らしづくり一 」とします。

いつまでもいくつになっても元気なましこーみんなが幸せを感じる地域の暮らしづくりー

基本目標

基本理念のもとに、以下の4つの基本目標を掲げ、施策・事業の推進を図ります。

● 基本目標1 〉将来を見据えた健康づくり、生きがいづくり

すべての町民が、いくつになっても健康であり続けられるよう、介護予防・日常生活支援総合事業をはじめとした健康づくりをはじめ、保健サービスの充実や生活習慣病予防を通じて元気な高齢者を増やします。

また、趣味やスポーツなどの活動や活発な社会参加を推奨し、クラブ活動や様々な交流の機会を地域で支え、生きがいづくりにつなげます。

● 基本目標2) すべての高齢者が幸せに暮らせる地域づくり

ひとり暮らしの高齢者も、高齢夫婦のみの世帯も、地域や身近な人たちと豊かな関係性を築き、 手助けをし合える地域住民意識の醸成を図るとともに、様々な困りごとや不安なことなどがあっても、いざというときも安心できる体制づくりを推進します。

また、認知症高齢者とその家族が、地域で心安らかに暮らしていけるよう、認知症に関する知識や理解を広げることをはじめとした認知症施策の充実を図ります。

● 基本目標3〉 地域包括ケアの充実による介護支援体制づくり

介護が必要になっても住み慣れた地域や自宅で過ごしたい気持ちを大切にするために、地域と介護サービス、医療が連携して取り組む地域包括ケアシステムを、地域包括支援センターが中心となって推進、強化します。

また、介護人材の確保や介護を提供する体制の充実を図ります。

● 基本目標4 〉 高齢者が安心・安全に暮らせる環境づくり

介護保険制度が適切に利用できるよう、様々な情報提供手段を設けて高齢者福祉に関する情報がすべての町民に届くよう努めます。また、高齢者福祉にかかわらず様々な悩みごとや困りごとにも対応できる重層的支援体制整備事業による相談支援体制の充実を図ります。

さらに、身近な生活支援体制の充実や防災・防犯・感染症対策などによる安全・安心なまちづくりを推進します。

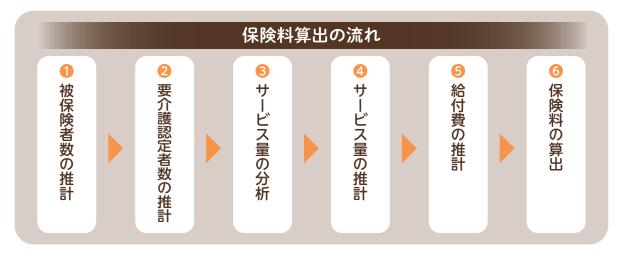
施策の展開

基本目標	基本施策	施策				
1将来を見据えた 健康づくり、 生きがいづくり	1 介護予防・日常生活支援 総合事業の推進	(1)介護予防・生活支援サービス事業の推進 (2)一般介護予防事業の推進				
	2 成人保健サービス等の推進 による健康づくりの推進	(1)健康づくり事業の推進 (2)益子町健康増進計画との連携				
	3 地域活動や就業等による 生きがいづくりの推進	(1)生きがいづくり (2)生涯学習の推進 (3)就業の促進				
2 すべての高齢者が 幸せに暮らせる 地域づくり	1 認知症施策の推進	(1)認知症理解の普及促進と予防の推進 (2)認知症の人とその家族への支援体制の強化 (3)認知症バリアフリーの推進				
	2 高齢者の権利擁護・虐待 防止の推進	(1)権利擁護の推進 (2)虐待防止の推進				
	3 高齢者の住まいの安定的 な確保	(1)高齢者の住まい確保の促進				
3 地域包括ケアの 充実による介護 支援体制づくり	1 地域包括支援センターの 機能強化	(1)地域包括支援センターの体制整備				
	2 在宅医療・介護連携の推進	(1)在宅医療・介護連携の推進体制の整備				
	3 介護者や家族への支援の 充実	(1)介護者や家族等への負担軽減に向けた 取り組み				
4 高齢者が安心・ 安全に暮らせる 環境づくり	1 情報発信・相談支援体制の 強化	(1)情報発信・取得手段の整備 (2)相談支援体制の充実				
	2 生活支援体制の充実	(1)生活支援体制の整備 (2)生活支援サービスの充実				
	3 高齢者が安心・安全に暮らせる環境づくり	(1)災害対策・感染症対策への取り組み (2)防犯対策・交通安全対策への取り組み				

介護保険料の算出

1 保険料算定の流れ

第1号被保険者(65歳以上の方)の保険料については、次のような流れで算定されます。



2 介護給付費·介護予防給付費

介護給付費及び介護予防給付費からなる総給付費の見込みは下記のとおりです。

項目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)				
予防給付							
介護予防サービス	30,993	35,648	41,274				
地域密着型介護予防サービス	2,903	2,907	2,907				
介護予防支援	6,614	6,898	7,173				
予防給付 合計	40,510	45,453	51,354				
介護給付							
居宅サービス	631,371	665,133	701,303				
地域密着型サービス	242,798	247,071	255,480				
施設サービス	469,039	480,625	488,352				
居宅介護支援	53,774	55,175	56,392				
介護給付 合計	1,396,982	1,448,004	1,501,527				
総給付費	1,437,492	1,493,457	1,552,881				

(単位:千円) ※千円単位のため四捨五入の関係で、小計及び合計が合わない箇所があります。

3 地域支援事業費

介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業の見込みは下記のとおりです。

項目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
介護予防·日常生活支援総合事業	58,696	61,796	65,148
項目の包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業	33,192	34,188	35,214
包括的支援事業(社会保障充実分)	2,882	2,966	3,052
地域支援事業費	94,770	98,950	103,414

(単位:千円)

所得段階別保険料

令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)までの所得段階別保険料は次のとおりです。

段階	 対象者 	基準額に 対する割合	保険料 (年額)
第1段階	生活保護受給者、本人及び世帯全員が住民税非課税で、 「合計所得金額+課税年金収入額」が80万円以下の方	0.455	26,700円
第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、「合計所得金額+ 課税年金収入額」が80万円を超え120万円以下の方	0.685	40,200円
第3段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、「合計所得金額+ 課税年金収入額」が120万円を超える方	0.69	40,500円
第4段階	本人が住民税非課税で、「合計所得金額+課税年金収入額」 が80万円以下の方(世帯内に住民税課税者がいる場合)	0.90	52,900円
第5段階	本人が住民税非課税で、「合計所得金額+課税年金収入額」 が80万円を超える方(世帯内に住民税課税者がいる場合)	1.00	58,800円
第6段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円未満の方	1.20	70,500円
第7段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円以上210 万円未満の方	1.30	76,400円
第8段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が210万円以上320 万円未満の方	1.50	88,200円
第9段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が320万円以上420 万円未満の方	1.70	99,900円
第10段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が420万円以上520 万円未満の方	1.90	111,700円
第11段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が520万円以上620 万円未満の方	2.10	123,400円
第12段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が620万円以上720 万円未満の方	2.30	135,200円
第13段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が720万円以上の方	2.40	141,100円

[※]第5段階が基準額。

益子町高齢者総合福祉計画(第9期)【概要版】

令和6年3月 編集·発行:益子町

〒321-4293 栃木県芳賀郡益子町大字益子2030番地 民生部高齢者支援課電話 0285-72-2111(代表)/URL https://www.town.mashiko.lg.jp